

## 平成23年度税制改正法対照表

税目	平成23年度税制改正大綱(平成22年12月決定)	今回の改正(平成23年6月改正)					
●住宅用家屋に係る登録免許税の軽減税率の適用期限延長	平成25年3月31日まで 2年間延長	平成25年3月31日まで 2年間延長					
	平成25年3月31日まで 2年間延長	平成25年3月31日まで 2年間延長					
●不動産譲渡に係る印紙税の軽減	平成24年12月31日まで2年間延長	平成24年12月31日まで2年間延長					
●住宅の改修工事、省エネ改修工事に係る所得税の特別控除	平成23年中	<p>○バリアフリー改修工事 高齢者等居住改修工事等に係る税額控除額の上限額(現行20万円)を平成23年分は20万円、平成24年分は15万円とする。</p> <p>○省エネ改修工事 一般断熱改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、税額控除額の計算上、当該一般断熱改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除する。 (注)上記の改正は、公布の日以後に改修工事に係る契約を締結する場合について適用</p>					
	平成24年中						
●住宅取得資金に係る贈与税非課税制度の運用改善	贈与上限額は200万円の10% (20万円)で従来どおり ただし、平成23年4月1日以降の工事について、別途補助金等の交付を受けている場合には、補助金の額を除外して計算	同左					
	贈与の翌年3月15日までに住宅を建築し居住することを条件に建物に先行して敷地の用に供される土地を取得する場合、当該土地取得のための資金を対象として追加する。	※特定の贈与者から住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続税精算課税の特例措置も同様。					
●相続税の見直し	○最高税率(現行:50%)を55%引き上げ ○基礎控除引き下げ	所得税法等の一部を改正する法律案を修正し、存置する。 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案(審議中)					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">現行</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">改正案</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5000万円+1000万円×法定相続人</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">3000万円+600万円×法定相続人</td> </tr> </table>	現行		改正案	5000万円+1000万円×法定相続人	⇒	3000万円+600万円×法定相続人
現行		改正案					
5000万円+1000万円×法定相続人	⇒	3000万円+600万円×法定相続人					

税目	平成 23 年度税制改正大綱案(平成 22 年 12 月決定)				今回の改正 (平成 23 年 6 月改正)
●贈与税 (相続時精算課税制度) の見直し	○相続時精算課税制度の対象者の拡大				所得税法等の一部を改正する法律案を修正し、存置する。 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得 税法等の一部を改正する法律案 (審議中)
	改正前	改正後			
	贈与を受け る者	20歳以上の子 (親から子のみ)	⇒ 20歳以上の子 孫も可 (祖父母か ら孫への贈与も 可)	⇒	
	贈与をする 者	65歳以上	⇒	60歳以上	
	○贈与を受けた場合の税率の引き下げ				

※新築住宅に係る固定資産税の減額措置 ⇒変更なし (今年度制度堅持 適用期限: 平成 24 年 3 月 31 日)

事業用に係る買換え特例 ⇒変更なし (今年度制度堅持 適用期限: 平成 23 年 12 月 31 日)